

事 務 連 絡
平成21年3月17日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

業務上疾病に係る処理経過簿の作成及び審査請求等による
原処分取消事案に係る報告について（依頼）

当室では、例年、脳・心臓疾患、精神障害等及び石綿疾患に係る前年度の労災補償状況等を取りまとめています。ついては、この取りまとめを円滑に行うため、貴局において下記の作業を行っていただきますようお願いします。

記

1 処理経過簿の作成

「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、昭和62年11月26日付け補償課長事務連絡第30号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の施行に伴う事務処理について」及び平成12年3月24日付け補償課長事務連絡第3号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」等により、また、「石綿疾患に係る処理経過簿（労災保険法及び石綿健康被害救済法）」については、平成17年9月7日付け事務連絡「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」等により、作成をお願いしているところですが、当該疾患に関して平成20年度において処理を要した事案については、平成21年4月15日（水）までに、確実に処理経過簿に入力し、作成していただきますようお願いします。

なお、「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、平成21年度において労災請求された事案及び決定した事案を入力する前に、「年度更新」（平成20年度の処理経過簿を保存し、平成21年度用の処理経過簿を作成するシステム上の機械処理）を行っていただく必要がありますが、この「年度更新」については、当室における平成20年度の労災補償状況の取りまとめ作業の進捗を見つつ、後日、別途貴局あて依頼することとします。

2 審査請求等による原処分取消事案に係る報告

(1) 脳・心臓疾患又は精神障害等事案

以下の①～④のすべての要件を満たすものについては、別添の様式1又

は2に所要の事項を記載し、平成21年4月15日(水)までに、Eメールにより、当室認定業務第一係員あて提出していただきますようお願いいたします。

- ① 労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る脳・心臓疾患又は精神障害等事案であること
- ② 原処分において、労働基準監督署長により業務外と判断され不支給決定されたこと
- ③ ②の不支給決定後、労災保険審査官による決定等により、原処分が取り消され、労働基準監督署で支給決定されたこと
- ④ ③の支給決定が平成16年度～平成20年度に行われていること

(2) 石綿疾患事案

石綿疾患に係る審査請求等による原処分取消事案に係る報告については、今後予定している労災認定等事業場の公表に伴う作業内容等を踏まえ、後日、別途依頼することとしますが、以前より当方から指示しているとおり、石綿疾患に係る審査請求等による原処分取消事案について、漏れなく把握の上、処理経過簿に入力しておくようお願いします。

原処分取消事案一覧表(脳・心臓疾患事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における生死	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発症年月日	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	認定要件	時間外労働時間数 (発症前1か月の時間外労働時間数及び発症前2か月ないし6か月における月平均の時間外労働時間数のうちの最大値)
記入例	三田	●●●●	男	S42.1.10	死	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4.15	心筋梗塞	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	長期過重	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成16年度～平成20年度に支給決定された労働者について記載すること。
 注2)「分類」については、原処分取消の契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」等を記入すること。
 注3)「支給決定日」については、労働基準監督署での支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。
 注4)「認定要件」については、当該事案が満たした認定要件に応じて、「異常」、「短期過重」、「長期過重」のいずれかを記入すること。
 注5)「時間外労働時間数」については、「長期過重」で認定した事案に限り記入すること。1時間未満の端数がある場合、小数点第1位を四捨五入すること(例えば「71.5時間」は「72時間」とする)。
 注6)該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。
 注7)該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

原処分取消事案一覧表(精神障害等事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における自殺(未遂を含む。)と非自殺の別	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発病年月日(発病時期)	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	出来事コード	時間外労働時間数(精神障害の発病に關与した出来事が発生した月から精神障害が発病した月までの間における1ヵ月平均の労働時間数)
記入例	三田	●●●●	男	S42.1.10	非自殺	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4中旬	うつ病エピソード	製造業	食品製造業	事務従事者	一般事務従事者	310	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成16年度～平成20年度に支給決定された労働者について記載すること。
 注2)「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」等を記入すること。
 注3)「支給決定日」については、変更された支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。
 注4)「出来事コード」については、別紙「出来事コード一覧表」を参考に記入すること。
 注5)「時間外労働時間数」の記入要領については、平成20年1月23日付け本省補償課職業病認定対策室長事務連絡「精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患/精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」の一部改正について」を参照すること。
 注6)該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。
 注7)該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。